

井戸水を飲用する場合について



井戸水は、天候や周辺環境の変化等により水質が変化することがあります。「昔から何も問題がないから大丈夫」と判断せず、次の管理方法を参考に適正な管理を行いましょう。

井戸の管理について

1 井戸周辺を清潔に保ちましよう

- 井戸やその周りに人や動物がむやみに入らないよう柵の設置や施錠などを行いましょう。
- 井戸水の汚染を防ぐため、井戸やその周りは清掃し、定期的に次の点検を行いましょう。
 - 蓋や井戸本体に破損はないですか
 - 雨水の流入はないですか

2 水質検査をしましよう

- 細菌や化学物質による井戸水の汚染は、日常管理や点検だけでは発見できません。定期的に水質検査を行いましょう。
- 水質検査は民間の水質検査機関で実施することができます。
 - 飲用井戸として新たに井戸を設置する場合は、水道法に準じた水質検査を実施し、適合していることを確認しましよう。
 - 検査項目は11項目（表1参照）を基本とし、井戸周辺の状況から必要な項目を追加しましよう。
- 日常的に次の検査を行いましょう。
 - 透明なガラスコップに井戸水を汲み、色、濁り、におい、味に異常がないか確認しましよう。



3 井戸水は塩素消毒しましよう

- きれいに見える井戸水も病原菌が含まれている可能性があります。病原菌による感染を防ぐため、塩素注入機を取り付け、井戸水を塩素消毒しましよう。
 - 塩素消毒をする場合は、給水栓で遊離残留塩素濃度（0.1mg/L以上）を日常的に確認しましよう。

井戸水に異常があったときは

直ちに飲用するのを中止し、速やかに市役所環境共生課に相談してください。

(参考) 過去に市内の井戸水の水質検査で不適合事例があった項目

項目	水道水質基準値	項目の説明	家庭での対応
一般細菌	100 個/mL 以下	基準値を超えた場合、病原細菌の混入が疑われます。	煮沸
大腸菌	検出されないこと	検出された場合、O157 などの病原性大腸菌や糞便による汚染が疑われ、下痢症等の発生の可能性があります。	煮沸
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	乳児におけるチアノーゼ（メトヘモグロビン血症）の原因となるほか、体内で発がん性物質が生成されるといわれています。	困難
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	大量に摂取すると、頭痛、視覚障害、神経障害、肝臓・腎臓障害などの症状がおこるほか、発がん性の可能性が指摘されています。	煮沸
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下		

水質検査機関

井戸水についての詳しい検査は、厚生労働省の登録を受けた水質検査機関で実施できます。

料金、日程、採水容器などについては、各機関にお問い合わせください。



神奈川県内に検査を行う事業所がある検査機関（令和4年10月現在）

名 称	検査を行う事業所の所在地	電話番号
一般財団法人北里環境科学センター	相模原市南区北里 1-15-1	042-778-9208
株式会社江東微生物研究所	相模原市南区東林間 5-16-7	042-767-5581
オルガノ株式会社	相模原市南区西大沼 4-4-1	042-702-7823
株式会社静環検査センター	大和市中央林間西 3-9-10	046-259-7988
株式会社ダイワ	平塚市東豊田 369	0463-53-2222
クリタ分析センター株式会社	厚木市森の里若宮 7-1	046-206-1210
株式会社総合環境分析	横浜市緑区鴨居 1-13-2	045-929-0033
株式会社日立産機ドライブ・ソリューションズ	綾瀬市小園 1116	0467-79-8300
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社	横浜市磯子区西町 14-11	045-752-2421
株式会社ショウエイ	川崎市幸区新川崎 2-6	044-589-1601

※県外にも神奈川県内を水質検査の区域としている水質検査機関があります。

飲用井戸に関する相談窓口

秦野市 環境産業部 環境共生課 秦野名水担当

所在地：秦野市桜町 1-3-2

電 話：0463-82-9618

FAX：0463-82-6256

e-mail：k-kyousei@city.hadano.kanagawa.jp

水道水質基準（51 項目）

水道水は、水道法で定められた人の健康への影響やその他の必要な性情を考慮した水質基準項目（表1）に適合しており、水道事業者（秦野市上下水道局）等が定期的にこれらの項目の水質検査を行い、安全を確保しています。

井戸水を飲用する場合は、設置者自らが水道水と同じように適正な水質検査を行い、安全性を確認し利用しましょう。

表1

項目	水質基準値	項目の説明		井戸水検査の目安
一般細菌	100 個/mL 以下	健康	病原生物による 汚染の指標	（11 項目） 基本的な項目として、1 年 に 1 回以上定期的な水質検査 が必要な項目です。
大腸菌	検出されないこと			
亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下		無機物	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下			
塩化物イオン	200mg/L 以下	性状	一般性状	
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下			
pH 値	5.8 以上 8.6 以下			
味	異常でないこと			
臭気	異常でないこと			
色度	5 度以下			
濁度	2 度以下			
鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	健康	重金属・無機物	（8 項目） 県内の井戸水において基準 に適合しない例がありま す。人の健康に影響を及ぼ す恐れのある項目であり、 できるだけ水質検査を行う ことが望ましい項目です。
ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下			
四塩化炭素	0.002mg/L 以下		揮発性 有機化合物	
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下			
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下			
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下			
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下			
ベンゼン	0.01mg/L 以下			
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	健康	重金属・無機物	
水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下			
六価クロム化合物	0.02mg/L 以下			
セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下			
ホウ素及びその化合物	1.0mg/L			
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下			
フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下			
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下			
亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	性状	着色	
アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下			
鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下			
銅及びその化合物	1.0mg/L 以下			

項目	水質基準値	項目の説明		井戸水検査の目安
マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	性状	着色	
ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下		味	
カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下			
蒸発残留物	500mg/L 以下		発泡	
陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下			
非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下		臭気	
フェノール類	0.005mg/L 以下		カビ臭	
ジェオスミン	0.00001mg/L 以下			
2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下			
塩素酸	0.6mg/L 以下	健康	消毒副生成物 (塩素消毒により生成される可能性のある物質)	(11 項目) 塩素消毒後の水で水質検査を行うことが望ましい項目です。
クロロ酢酸	0.02mg/L 以下			
クロロホルム	0.06mg/L 以下			
ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			
ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下			
臭素酸	0.01mg/L 以下			
総トリハロメタン	0.1mg/L 以下			
トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			
ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下			
ブロモホルム	0.09mg/L 以下			
ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下			